

# 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税制改正について

山 梨 県

## 平成27年度税制改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

### 1 法人県民税（均等割）の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について、無償増減資等を行った場合は調整後の金額とし（※）、かつ、その「資本金等の額」は「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

（※）株主総会議事録や株主資本等変動計算書など、無償増減資等を行ったことを証する書類の添付が必要です。

### 2 外形標準課税法人（資本金1億円超の法人）にかかる改正

#### （1）法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに外形標準課税（付加価値割、資本割）と地方法人特別税の税率を2年間で段階的に引き上げることとしました。

税率については  
次のページを  
ご覧ください

#### （2）法人事業税に係る経過措置

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす場合に付加価値割から一定額を控除します。また、付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大2分の1軽減します。

#### （3）法人事業税（資本割）の課税標準となる「資本金等の額」の改正

資本割の課税標準となる「資本金等の額」については、前述の法人県民税（均等割）における税率区分の基準と同様に「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

## 平成28年度税制改正の概要

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

### 1 外形標準課税法人（資本金1億円超の法人）にかかる改正

#### （1）法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに外形標準課税（付加価値割、資本割）と地方法人特別税の税率を引き上げることとしました。

税率については  
次のページを  
ご覧ください

#### （2）法人事業税に係る負担変動の軽減措置

付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大4分の3軽減します。

### 2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

法人税の青色申告を提出する法人が、地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、その10%を法人事業税から、5%を法人県民税法人税割からそれぞれ税額控除できます。（税額の20%が上限）

（※）認定地方公共団体が寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類（受領証）の写しの添付が必要です。

**<お問い合わせ先>** 山梨県総務部税務課 課税担当 TEL 055-223-1387  
山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL 055-261-9116